

性的虐待の特殊性に関する一考察

— 民事裁判の事例からの論考 —

○ 聖隷クリストファー大学大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程 中村 洋子 (009092)

石川 瞭子 (聖隷クリストファー大学 社会福祉学部 002399)

キーワード：性的虐待 未然防止 判例

1. 研究目的

性的虐待の早期発見や支援にあたり身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトなどの他の虐待には見られない人間の根源的な領域である、「性」が絡むことにより生じる異質性に目を向けていく必要があると考えている。厚生労働省から毎年公表される児童相談所での相談対応件数は、性的虐待はここ10年1.7%から3.2%を推移しており、平成27年度の性的虐待の相談件数は1,521件で全体の虐待相談件数の1.5%とこれまでにない低い数値を示している。一方で2017年6月、性犯罪の厳罰を柱とする改正刑法が可決され、親などの「監護者」が支配的な立場を利用して18歳未満の者に性的な行為をすれば、暴行や脅迫がなくても罰することができる「監護者わいせつ罪」と、「監護者性交等罪」が加えられた。これにより抵抗したかどうかに関わらず、罪に問われることになり、被害の潜在値を防ぐ効果が期待できるであろう。しかしながら、北山(2007)は、「性的虐待発生率の格差は、虐待の定義の相違もさることながら理解・認識の不足や予防から早期発見・早期対応、被害児の回復への援助に対する取り組みの遅れが大きく影響している」と述べ、性的虐待による取り組みが後手に回されている状況を示唆している。また、柴田(2009)は、「性的虐待は捜査機関や児童相談所に最も報告されない類の虐待であり、「沈黙の虐待」と称される」とし、石川(2004)は、「インセストが閉ざされた秘密の部屋から陽光のもとに出ることも少なく」と表現して性的虐待が抱え持つ隠匿性について触れている。これらの性的虐待が内包する異質性や隠匿性が、性的虐待が暗数とされる所以であると言える。従って我が国では、性的虐待の実態がいまだ不透明な部分が多く、介入の手立てについても具体的な施策が示されていないのが現状であり、研究の数も限られている。その要因としては、性的虐待が抱える症例検討の難しさが、調査研究によって被害者の二次的被害や倫理的モラル、守秘義務などの理由により、臨床事例を研究として扱うのは容易なことではないからである。本研究では、当事者からの民事上の損害賠償責任を追及する訴訟でとり扱われ、公刊されている性的虐待に関する民事裁判における事例を考察し、他の虐待には見られない性的虐待の特殊性について考察をしていきたい。そのうえで危機理論を視野に入れた社会福祉領域が介入できる可能性について検討し、性的虐待における関わりや支援についてのひとつの視座を加えることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究方法としては、2015年の4月に、「判例タイムズ」に公刊された(No.1409,判例タイムズ社)性的虐待に関する民事裁判として、「幼少期に叔父から性的虐待行為を受けたことにより精神障害を発症したことを理由とする損害賠償請求権について民法724条後段所

定の除斥期間が経過していないとされた事例」を研究対象とする。本事例を精査しながら、性的虐待における特殊性を抽出し、支援や介入の手立てについて検討していく。

3. 倫理的配慮

引用等については、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に従い引用、参考文献などを明記するなどの倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

2014年9月、札幌高裁は一連の行為を、「魂の殺人」として3歳から6年間にわたり性的虐待を繰り返していた叔父に対して3040万円の損害賠償の支払いを求める判決を下した。この判例の特徴は一定期間の経過によって権利を消滅させる除斥期間（不法行為による損害賠償請求は20年・民法724条）を経ていたにもかかわらず、今もなお損害賠償に値する苦痛が続いているという被害者の訴えを認めたことにあり、被害者が大人になってからでも性的虐待の被害を訴える権利を可能にした。認められた損害賠償額は、死亡した場合に近い額であり、まさに「魂を殺されたまま」生き延びてきたことが司法により認められた。一方でこの判例は性的虐待の特殊性を示しているとも言える。いわゆる性的虐待に見られる症状の遅延性である。裁判の中でも担当医が、幼少期に性的虐待を受けた被害者にとっては、PTSDを発症するとともに、PTSDを発症してから相当期間経過後にうつ病を発症するとの臨床例も見られることに言及している。

5. 考察

判例では性的虐待の特殊性が示された内容が裁判の焦点として取り上げられている。具体的には、当事者が抱くとされる妊娠や出産、育児などへのためらい、性的虐待の影響による自尊心の低下から外見に対する強い劣等感を抱くことによる摂食障害、周囲に知らせることで好奇な目で見られたり家族に伝えることで家族関係が破綻することへの危惧などである。性的虐待は密室のなかで繰り返される。性的虐待の早期発見には、当事者からの言語による開示や症状や行動化により周囲に発信される無意識の顕れが不可欠であるが、性的虐待では、それらさえも遮断される。その様子は、6年の長きに渡り支援の手が差し伸べられずに虐待が繰り返されていた本事例の状況からも見て取れる。従って本研究の判例のように時間が経過してから告訴や精神障害の発症というかたちで事態が明るみにでる場合が多い。性的虐待を未然に防ぐためには、性的虐待がもつ特殊性を認識し、支援も含めて他の虐待と趣を異にした視点が必要であると考えられる。

【引用文献】

- 1)判例タイムズ(2015).幼少期に叔父から性的虐待行為を受けたことにより精神障害を発症したことを理由とする損害賠償請求権について民法724条後段所定の除斥期間が経過していないとされた事例.No1409,2015.4,pp226-240.
- 2)石川義之(2004)親族による性的虐待 -近親姦の実態と病理- pp3-7,ミネルヴァ書房
- 3)北山秋雄(2007)性的虐待への理解と対応を求めて 小児保健研究,教育講演 6,p180
- 4)柴田朋(2009)子どもの性虐待と人権 -社会的ケア構築への視座- p24,明石書店